

国による子育て支援医療費助成制度の創設について

東 北 部 会 提 出
説明担当 尾花沢市

平成25年9月に厚生労働省が発表した合計特殊出生率は1.41で、人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回っており、危機的な状況が続いています。少子化の進行は、高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、少子化対策の一施策として子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が重要施策になっており、子育て医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として多くの自治体で実施され、子どもの健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしています。しかし、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって格差が生じており、自治体間での競争を生じさせる状況にもなっているのが現状です。

子どもは、どこに生まれ住んだとしても、平等に、大切に育てられなければなりません。子どもを安心して産み、育てることのできる社会を実現するためには、国の制度として子育て支援医療費助成制度を実施することが必要です。

つきましては、自治体間の格差を是正し、子育て支援、少子化対策をさらに強化できるよう、義務教育修了時までの子どもに対する医療費助成制度を国の制度として早期に創設するよう要望します。